

## 【別紙 1】

### うるま市障がい福祉相談支援記録システム導入・運用、保守業務 公募型プロポーザル方式実施説明書

#### 1. 事業の概要等

##### (1) 委託業務名

うるま市障がい福祉相談支援記録システム導入・運用、保守業務(以下「本業務」という。)

##### (2) 公募型プロポーザル実施の趣旨

現在、本市においては、障がい福祉課窓口ならびに委託事業により5事業所(基幹相談支援センター1か所、障害者相談支援事業4か所)にて障がい者相談業務を行っている。

障がい者相談支援は、障がい者の「身体的自立」・「経済的自立」・「社会的自立」に向けて実施されるべきであるが、本市が実施する相談業務においては、その方向性を定める個別支援計画の「見える化」が実現していない。また、現行の支援記録システムは、日々の相談支援についての記録作成や、国・県への各種報告資料作成ツールとしては優れているが、管理者が対象者の状況を把握し、適切に相談支援に対するスーパーバイズを行うための補助機能は全く有していない状況である。さらに、現在、困難ケース等については、随時、口頭、紙媒体により情報共有を図っているが、令和7年度以降予定されている、一般相談業務の完全外部委託にあたっては、その実施が困難になることに加え、管理者は相談支援の実施状況をタイムリーに把握し、必要な指導・助言(以下「スーパーバイズ」という。)を行うことが困難になる状況が予想される。

よって、相談支援の適正化・合理化を図り、前述の課題を解決するための機能を有する新たな相談支援システムを導入することにより、さらなる相談支援体制の強化を推進していく必要がある。

上記の目的を達成するためには、価格面のみでなく、民間事業者が有する実務経験、専門性、技術力等、総合的な見地から判断し最適な事業者を選定することから、市は以下の要領により企画提案を募集するものである。

##### (3) 業務内容

別添「業務仕様書」(以下「業務仕様書(別紙2)」という。)のとおり。

##### (4) 契約形態、履行期(予定)

###### ① システム導入・運用業務

公募型プロポーザルにより選定された、最優先事業者と仕様の再調整をしたうえで、契約の締結を行う。

導入業務：契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

システム本稼働：令和7年4月1日

契約期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日

###### ② システム保守業務

上記業者と別途、保守契約を締結する。

契約期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日

※上記①、②の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3（又はうるま市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例）の規定による長期継続契約であるため、翌年度以降、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

#### (5) 提案上限額

上限額：総額 37,632,000 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）で企画提案すること。ただし、金額は企画段階の目安であって、提案採択後、予算の範囲内で調整することがある。

#### (6) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1		公告文
2		業務説明資料
3	別紙1	プロポーザル方式実施説明書
4	別紙2	業務仕様書
5	別紙2-1	機能要件書
6	別紙3	評価基準
7	別紙4	導入・運用契約書（案）
8	別紙4-1	保守契約書（案）
9	様式1	参加意向申出書
10	様式1-2	添付書類一覧（参加意向申出書提出用）
11		参加申し込みに必要な書類一式
12	様式2	参加資格確認結果通知書
13	様式3	質問書
14	様式4	質問回答書
15	様式5	公募型プロポーザル応募申請書
16	様式5-1	企画提案書
17	様式5-2	会社概要表
18	様式5-3	積算書
19	様式5-4	業務遂行体制
20	様式5-5	委託事業のスケジュール表
21	様式5-6	実績書
22		企画提案補足資料（任意）
23	様式6	暴力団排除に関する誓約書

(7) スケジュール

公告（公募開始）	令和6年7月29日（月）
参加申込書受付期間	令和6年7月30日（火）から令和6年8月9日（金） 15時まで
参加資格確認結果通知書交付日	令和6年8月14日（水）
質問書受付期間	令和6年7月30日（火）から令和6年8月13日（火） 15時まで
質問書への回答期限	令和6年8月15日（木）
企画提案書等提出期間	令和6年8月15日（木）から令和6年8月23日（金） 15時まで
1次審査結果通知日	令和6年8月27日（火）
2次審査（プレゼンテーション）	令和6年9月3日（火）
2次審査結果通知日	令和6年9月6日（金）
契約締結	令和6年9月13日（金）※予定

2. 参加資格

本公募に参加するためには、次の各号に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 沖縄県内に事業所（本店または支店）を置く法人とする。ただし、業務運営体制を、複数法人による共同企業体で構築する場合、共同企業体の代表は沖縄県内に本店を置く法人とし、構成員についても沖縄県内に事業所（本店または支店）を置く法人とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第1項の規定を準用し、一般競争入札参加資格を欠く者でないこと。
- (3) 正副2名以上の担当者を配置し必要時に事務局と速やかに連携を行うなど、本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者。
- (4) 本実施要領や業務仕様書等に記載された趣旨をすべて了解する者。
- (5) 法人税、市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) うるま市の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう、以下同じ。）

- ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準ずるものとして、うるま市発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者ではないこと。

### 3. 応募手続き等

#### (1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

- ① 提出期限 令和6年7月30日（火）から令和6年8月9日（金）15時まで（必着）  
※なお、台風等により市役所が閉庁になった際には、警報解除後、最初の開庁日の翌日の午前中までに提出を行うこと。

- ② 提出先 うるま市福祉部障がい福祉課障がい相談係 担当：伊良皆・仲村

- ③ 提出方法 持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

#### ④ 提出書類

(ア) 参加意向申出書【様式1】

(イ) 参加資格を確認するために必要な書類

（下記の添付書類と【様式1-2】添付書類一覧（参加意向申出書提出用）を添えて提出すること）

- ・定款の写し ※（原本証明を行うこと）
- ・全部事項証明書又は登記簿謄本 ※（3か月以内に発行された原本）
- ・本店が所在する市町村の納税（完納）証明書 ※（3か月以内に発行された原本）
- ・財務諸表の写し（直近1ヶ年の貸借対照表及び損益計算書）
- ・協定書（案）の写し（共同企業体等による応募の場合のみ）

※原則、各構成員間の合意が形成されていることを前提とする。

#### (2) 参加資格確認結果通知書の交付

- ① 交付方法 参加意向申出者全てに対し電子メールで通知する。

- ② 交付日時 令和6年8月14日（水）

#### (3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(2) で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

① 提出方法 理由説明要求書の持参又は郵送

(郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。)

② 提出期限 令和6年8月20日(火) 15時まで

③ 提出先 うるま市福祉部障がい福祉課障がい相談係 担当：伊良皆・仲村

④ 様式 任意様式

(4) 事業に関する質問受付

① 質問受付期間 令和6年7月30日(火) から令和6年8月13日(火) 15時まで

② 提出方法

業務仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書【様式3】に記入し、事業担当者あて電子メールにて行うこととする。なお、件名を「【質問】令和6年度うるま市障がい福祉相談支援システム導入・運用、保守業務公募型プロポーザル」とし、メール送信後には電話連絡等により確認を行うこと。

③ 回答方法

市ホームページへ随時、回答内容の掲載を行う。なお最終回答日は令和6年8月15日(木)とする。

(5) 企画提案書等について

① 提出期間 令和6年8月15日(木) から令和6年8月23日(金) 15時まで(必着)

② 提出先 うるま市役所福祉部障がい福祉課障がい相談係 担当：伊良皆・仲村

③ 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル応募申請書【様式5】

(イ) 企画提案書【様式5-1】

※様式によりがたい際は、別様式の使用も可とする。

※企画提案書はA4版を基本とし、簡潔で分かりやすく記述すること。

※企画提案書の内容は、別添「業務仕様書」の項目を参照して記述すること。

(ウ) 会社概要表【様式5-2】

※共同企業体等の場合は、全社分提出すること。

(エ) 積算書【様式5-3】

※積算内訳を添付すること。

(オ) 業務遂行体制【様式5-4】

※次の各号に示す項目を満たしていること。なお、様式によりがたい際は、別様式の使用も可とする。

- ・業務遂行体制図
- ・担当者の役割等
- ・担当者の経歴等

(カ) 委託事業スケジュール表【様式5-5】

※様式によりがたい際は、別様式の使用も可とする。

(キ) 実績書【様式5-6】

※共同企業体等の場合は、全社分提出すること。

(ク) 機能要件書【別紙2-1】

※対応区分について入力したうえで提出すること

(ケ) 企画提案補足資料【任意】

(コ) 暴力団排除に関する誓約書【様式6】

※共同企業体の場合は、全社分提出すること。

(6) 提出部数

「(5) 提出書類」の(ア)～(コ)を1セットとし、9部(1部は原本、残りはコピー可。)提出すること。

(7) 市からの疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日市から照会を行うことがある。

#### 4. 選考方法等

本委託業務の受託事業者は、公募型企画提案(以下、「プロポーザル」という。)方式により選定する。各事業者より提出された企画提案書にて書類審査(1次審査)を行い、プレゼンテーション審査(2次審査)を行う。

提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、委員の採点の結果、点数の高い候補者を「3点」、次点を「2点」、3位を「1点」、とし、各委員の順位点を合計した結果、合計点が最も高いものを受託候補者とする。なお、企画提案書の書類審査、プレゼンテーション審査の内容等を総合的に評価し、6割以上の点数を最低ラインとし、応募が1社であっても選定を見送る。

(1) 書類審査(1次審査)

※1次審査通過者は最大3者までとし、その結果は令和6年8月27日(火)までに全応募者に対して文書で通知する。

※1次審査通過者に対し、プレゼンテーション審査(2次審査)の詳細(集合時間、場所、実施方法等)について文書で通知する。

(2) プレゼンテーション審査(2次審査)

① 日時(予定) : 令和6年9月3日(火)

② 留意事項

(ア) 現時点において、プレゼンテーションへの出席者は3名以内(うち1人は業務を中心に担当する者が望ましい。)とし、時間は、説明30分、質疑応答15分を予定している。

(イ) プレゼンテーションは、相談支援記録機能、電子決裁機能、ネットワーク構築及びセキュリティ機能について重点的に説明を行うこと。

(ウ) 指定された時間を10分以上超過しても審査会場へ来ない場合は、特段の事情がある場合を除き、辞退したものとみなす。

(エ) プレゼンテーションに際しては、提出期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び追加資料は一切受け付けない（ただし、企画提案書の内容についてプロジェクターを用いて説明することは可とする）。

(オ) プレゼンテーションに使用するスクリーン・プロジェクター・HDMIケーブルについては、市で準備する。

(カ) 必要があると認められる場合には、2次審査をZOOMによるビデオ会議形式にて行うこととする。なお、必要な設定（ミーティングID・パスワード等）は提案者が行い、2次審査実施日の前日までに市に報告するものとする。

### (3) 審査基準等

障がい福祉課が設置する委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各提案内容を評価基準（別紙3）に基づき審査し、優先順位を決定する。審査結果については、すべての提案者に対し、審査会開催日から1週間以内に市障がい福祉課から通知する。

## 5. 委託契約

(1) 本委託業務に係る委託契約は、原則として優先交渉権者となった者で行うものとし、市と仕様並びに価格等の協議のうえ、決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、最終的な契約額と提案価格は必ずしも同額とはならない場合もあるため、あらかじめ留意すること。

(2) 優先交渉権者と協議が整わない場合、市は次点交渉権者と協議を行う場合がある。

(3) 受託事業者は、契約時に、本委託業務に従事する者が有する資格を証する書類の写しを契約書に添付することとする。

(4) 共同企業体等の場合は、契約時に、各構成員間で締結した協定書の写しを契約書に添付することとする。

なお、協定書の主な内容は、以下のとおりとする。

〔 目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の責任、取引金融機関、構成員の脱退等に関する措置、瑕疵担保責任、協議事項等 〕

## 6. 留意事項

(1) プロポーザル応募に係る提案書作成や企画調整及び移動等に要する経費についてはすべて参加事業者の負担とする。

(2) 書類提出後の提案等の修正、又は変更は一切認めない。

(3) 提出された各書類については返却しない。

- (4) 委託企業選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 受託者が、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

#### 7. 特記事項

- (1) 採用された企画内容等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、市との協議により変更することがある。
- (2) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は市と協議すること。
- (3) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、うるま市契約規則第6条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

#### 8. 提出先及び問い合わせ先

- (1) 住 所：〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号（東棟1F）
- (2) 部 課 名：うるま市役所福祉部障がい福祉課
- (3) 担 当 者：伊良皆／仲村
- (4) 電話番号：098-973-5452
- (5) Fax 番号：098-973-5103
- (6) E-Mail：syougai-ka@city.uruma.lg.jp
- (7) 受付時間：月曜～金曜（祝祭日を除く） 8:30～17:15